

## 湯梨浜町さくら工芸品工房使用者募集要項（第5次募集）

### 1 施設所在地

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字松崎619番地（旧桜小学校）

JR松崎駅下車徒歩15分

### 2 募集内容

個室工房C（2階北側約120㎡） 1室

個室工房D（3階南側約80㎡） 1室

### 3 使用期間

5年以内

ただし、1年ごとに更新審査を行います。

### 4 使用料金（月額）

区分	金額
個室工房A	20,000円
個室工房B	15,000円
個室工房C	20,000円
個室工房D	10,000円
ショップ・カフェルーム	20,000円

（注）光熱水費は使用者負担

### 5 保証金

使用料の3か月分を契約時に支払っていただきます。

### 6 申込の条件・方法

#### （1）個室工房

##### ①申込資格

- ・町内に住所を有する者。移住希望の人には役場企画課が住宅のご相談に応じます。
- ・工芸活動（芸術・創作活動等を含む）に3年以上従事している者。ただし、3年未満でも町長が知識及び技能が特にあると認める者
- ・工芸活動の見学を受け入れする者
- ・町の文化振興及び地域振興に協力する者

##### ②申込必要書類

- ・湯梨浜町さくら工芸品工房使用承認申請書（別紙様式1）
- ・作業説明書

- ・履歴書
- ・小論文「工芸と地域文化」（1200字以内）
- ・工芸作品のカラー写真2点（各写真の裏面に氏名、作品名を明記すること）
- ・使用承認申請書に添付の作業説明書には、使用する設備類や材料の詳細を、作業手順を追って説明できるよう明記してください。火気の使用に関する事項も明記してください。

※書類は湯梨浜町役場企画課あて郵送又は持参してください。なお、提出された書類は返却いたしません。

### ③使用条件

- ・申込者本人に1室を使用していただきます。ただし、申込者が同じ工芸活動を行う別の者と1室を共同で使用したい場合は、その全員について事前の承認が必要です。
- ・別紙「湯梨浜町さくら工芸品工房の使用留意事項」を厳守していただきます。

### ④共同使用者

- ・申込資格  
使用者の申込資格に概ね該当する者
- ・申込必要書類  
使用者の申込書類のうち湯梨浜町さくら工芸品工房使用承認申請書と作業説明書を除くすべての書類が必要です。

### ⑤選考について

- ・申込の多少に拘わらず申込者及び共同使用者の選考審査を行います。
- ・選考審査  
選考審査は、小論文、工芸品製品、面接により行います。  
面接日時 申込状況に応じて随時行ないます。  
場 所 別途指示します。  
持参するもの

申込者及び共同使用者が最近3年間以内に作った工芸品 2点

### ⑥選考結果通知

選考結果については、審査会終了後、近日中に通知します。

## 7 施設の概要

- ・個室工房A 1階北側約100㎡
- ・個室工房B 2階南側約 80㎡
- ・個室工房C 2階北側約120㎡
- ・個室工房D 3階南側約 80㎡
- ・ショップ・カフェルーム 1階南側約145㎡

- ・共用会議室 3階北側約120㎡

## 8 設備

- ・工房はすべて完全な個室（事務所）で施錠可能です。
- ・電源コンセントは最大電気容量50Aをほぼ全壁面に設置。
- ・インターネット回線（光回線）が引いてあります。（契約は各自でお願いします）
- ・各工房に暖房設備を設置。
- ・24時間365日利用できます。ただし、施設内の保守点検等特別な事情により利用が制限されることがあります。
- ・駐車場（無料）を完備。所定の位置を厳守していただきます。

## 9 個室工房利用者への支援

- ・整備済みの設備は、町の所有として貸与するものであり、当該使用者が工芸品工房の使用を終了した後も施設からの持ち出しはできません。
- ・町は、個室工房使用者の工芸作品の販路拡大に協力します。例えば、町事業等で積極的に活用するほか、鳥取県と連携して販路開拓や広報活動などをバックアップします。
- ・町は、個室工房を5年以上使用した後に退去する工芸家へ、引き続き町内定住により工芸活動を続けていただけるよう鳥取県と連携して必要な支援を行います。例えば、住宅探しや工房の確保、作品の販路開拓などをバックアップします。

## 10 その他

- ・個室工房及び必要な備品類の電気料金および上下水道料、燃料費、インターネット通信料、ごみ処理費に係る経費は自己負担です。
- ・共用施設の光熱水費は使用者全員で負担していただきます。

## 11 問合せ先

湯梨浜町役場企画課まちづくり推進係

〒682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19-1

電話 (0858) 35-5313